

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和7年7月2日（水）午後1時30分から午後5時6分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

〔報告事項〕

1 令和7年の暑熱対策の取組等について

警務部から、令和7年の暑熱対策の取組等について報告があった。

委員から、「年間を通じたノーネクタイ等の軽装勤務は、働きやすい職場環境が求められる時代の流れからすれば当然のことだが、取組の妨げになるものがあるとすれば、カジュアルな服装を好まない古い考えを持つ上司の存在だと思われるので、意識改革を徹底していただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「暑熱対策は、熱中症を引き起こさないなど命を守ることが大きな目的であり、現場活動の多い警察にとって重要な取組だと思う。また、軽装勤務の推奨に関して『スマイルスタイル』というネーミングとしたこともセンスが良い。引き続き職員がより快適に仕事ができるための工夫を重ねていただきたい。」旨の発言があった。

2 不正アクセス禁止法違反等被疑者の検挙について

生活安全部から、不正アクセス禁止法違反等被疑者の検挙について報告があった。

委員から、「電子ポイントの不正利用は、社会の利便性の盲点をついた犯罪と言え今後プラットフォームによるセキュリティ強化が進んでいくだろうが、結局それを打ち破る犯罪者が出てくることもまた予想される。警察には、強力で捜査を推進して事件の共犯者を芋づる式に割り出していくなど、犯罪組織の実態解明を徹底していただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「犯罪組織の検挙に加えて、電子ポイントの利用者である私たち自身が日頃から気をつけて被害防止対策を講じることも重要であり、新たな手口の犯罪が確認された場合は、警察から県民に向けてタイムリーかつ効果的な広報啓発をしていただきたい。」旨の発言があった。

3 手交型特殊詐欺事件被疑者の検挙について

刑事部から、手交型特殊詐欺事件被疑者の検挙について報告があった。

委員から、「警察官がたりの特殊詐欺が増加しており、言葉巧みな犯人にだまされてしまう被害者の気持ちも理解できるが、話の内容が真実かどうか自ら警察に確認することで、多くの被害が防げると思う。『警察官を名乗る者から連絡を受けた場合、とにかく警察に事実を確認してほしい』といったアプローチで被害防止広報をしていただきたい。」旨の発言があり、警察本部から「警察官がたりを根絶するためには、不審な連絡を受けた方々からまさに警察に相談していただきたいということに尽きるが、県民にとっては、気軽に話のできる間柄の警察官がほとんどおらず、相談のハードルが高いという実態があると思う。巡回連絡などの地域に密着した活動を通じて、警察官と県民一人一人とがより顔の見える関係性を作っていけるよう、引き続き努力してまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「特殊詐欺の被害者と言えば、以前は高齢者ばかりという印象であったが、最近は20代や30代といった若い世代にもこの種の詐欺被害が広がっており、広報啓発活動にあたっては、企業等で講話を行うなど働く世代に向けた注意喚起も重要だと思う。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 個人情報の保護に関する法律に基づく高知県公安委員会及び高知県警察本部長の処分に係る審査基準の一部改正及び同改正に伴う意見公募手続きを実施しなかった理由の公示について

警務部から、個人情報の保護に関する法律に基づく高知県公安委員会及び高知県警察本部長の処分に係る審査基準の一部改正及び同改正に伴う意見公募手続きを実施しなかった理由の公示について説明があり、原案のとおり決定した。

- 2 高知県情報公開条例に基づく高知県公安委員会及び高知県警察本部長の処分に係る審査基準の一部改正及び同改正に伴う意見公募手続きを実施しなかった理由の公示について

警務部から、高知県情報公開条例に基づく高知県公安委員会及び高知県警察本部長の処分に係る審査基準の一部改正及び同改正に伴う意見公募手続きを実施しなかった理由の公示について説明があり、原案のとおり決定した。

- 3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に係る審査基準の一部改正及び同改正に伴う意見公募手続きを実施しなかった理由の公示について

警務部から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に係る審査基準の一部改正及び同改正に伴う意見公募手続きを実施しなかった理由の公示について説明があり、原案のとおり決定した。

- 4 こうち被害者支援センター令和6年度事業報告書及び活動計算書の提出について

警務部から、こうち被害者支援センター令和6年度事業報告書及び活動計算書の提出について説明があり、了承した。

- 5 訟務事務の補助執行にかかる協議について

警務部から、訟務事務の補助執行にかかる協議について説明があり、了承した。

- 6 弁明書の送付及び反論書等の提出について

交通部から、弁明書の送付及び反論書等の提出について説明があり、原案のとおり決定した。

- 7 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室から、令和7年6月11日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。

第5 意見の聴取及び聴聞関係

運転免許センターから、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、8件（飲酒7件、その他1件）の行政処分を決定した。